

区のお知らせ

東京都港区役所
総務課

No.188



港区史いよいよ完成

来月中に学校などへ

昭和三十三年、港区誕生十周年記念事業として、区史の編纂が計画され、その六月、慶応義塾大学文学部長松本芳夫氏を監修者に、武蔵工大教授武田勝蔵氏を編纂主任に迎え、区史編纂室が発足しました。一方、区議会議員、学識経験者、幹部職員からなる区史編纂委員会が組織されて、編纂方針や

経費その他について検討することになりました。こうして三年、関係者一同努力の成果として五月下旬写真のように、上巻一、三〇〇部がみごとに完成しました。下巻も六月二十五日には納本の予定で、この上巻は、本文一、一三六頁にわかれ、序説では港区の位置、地勢から区名の由来をとき起し、第二編では、市街発達の歴史と、各町の起原と変遷を、第三編では日本列島の出現から港区地域の生成、縄文土器の遺蹟の分布状況、さらに郡制度から、中世の大田、上杉、北条氏の争奪戦の有様、さらに四編では、家康入国以来の江戸市街の発達と港区地域の発展を町政、人口、税、経済、文化、災害、宗教など十二章にわけて記述しています。

ことに巻頭の今昔対照写真一六頁をはじめ収録した写真、図版は一、五〇〇枚を超え、嘉永年間刊行された原色刷木版地図六葉もおさめられています。

装訂も背皮、天金の重厚なもので、近かく各学校や図書館に配布され、区民の方々に利用していただくことになりました。

六月は区民税の納期

三十日までにお納めを

六月は特別区民税第一期分の納期です。どうか三十日までにお忘れなく、区役所、支所の窓口、または、お近くの郵便局、公金取扱の銀行にお払い込み下さい。また第一期分と同時に、第二期分以降をお納めになると、報償金が支払われることになっています。

この区民税を、六月三十日までにお納められない事情

教育相談室を拡充

一学期から神明小にも

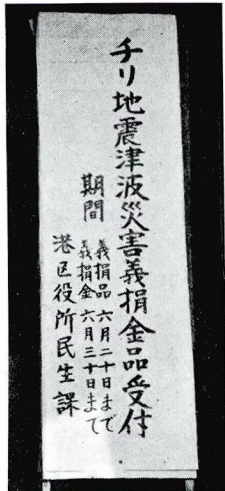
港区教育相談室が、このほど構想を新たに再決定することになりました。

教育委員会では、昨年度から夏期中学と週一回、各種の教育相談を受けていたが、担当の先生も両校あわせて三人、そのうえ、各種テストの設備も不足勝ちで、十分な活動ができませんでした。しかし、教育心理の面からこの教育相談の効果が期待され、指導施設の強化が望まれているので、今回、四十一万円の予算を計上して、内容、設備を拡充することになったのです。

設置校は城南中学と神明小学校とし、相談に必要な器具、知能検査や感情、適性検査などの用具を

ちり地震津波災害義捐金品受付

義捐品六月二十日までに
義捐金六月三十日までに
港区役所民生課



政府は、今年から七月一日を「国民安全の日」と定め、国民の一人一人が、あらゆる災害や事故の防止に心がけ、自分の行動や、身のまわりの施設の安全について注意するようにと呼びかけることになりました。

これは交通事故や火災の激増また職場や集會場での災害輸出の現状について、すべての人が

国民安全の日

町も家も職場も災害追放

反省し、検討することによって、将来の災害を防止するために設定されたものです。

この日は一人一人が、職場、家庭、学校その他あらゆる生活の場所で整理、整頓を心がけ、安全施設や用具(非常口や、消火器その他)の点検を行ない、事故防止のために努力してほしいと要望しています。

計量器の定期検査

七月十八日から十日間、今年の計量器定期検査が、七月十八日から二十七日までの間に、区内の商店、工場、事業所などで使用している計量器は、全部この検査を受けなければなりません。会場が決まり次第、次号でお知らせしますが、該当される方は、この期間中、新聞の各区案内にご注意下さい。

なお六月一、各事業所を、区の職員が回つて、事前調査を行なっていますから、どうかご協力下さるようお願いいたします。

法律相談

お気軽に御利用下さい。

毎月第一、第三水曜日
午後一時～五時

港区役所民生課

これからふえる痴漢

婦人は夜道に御用心

さい、近、通り魔事件が続発しています。こうした性犯罪は、これから盛夏にかけて増加する傾向にありますから、婦人はくれぐれも注意が肝心です。

①夜の一人歩きは避けよう。

被害者は、ほとんど、暗くて人通りのない夜道を一人で歩いたためにねらわれています。道連れをつくるか、また家人と打合せ、途中で出迎えてもらいましょう。

②門灯や街灯を明るくしよう。

街灯が破損したままになっている例があります。町会などで注意して管理者に連絡し早速復旧しましょう。また一般の方々も門灯をなるべく遅くまでつけて町の治安に御協力下さい。

③スキのない服装を

女性の開放的な服装は、犯罪を誘う原因となります。外出時は勿論、家庭内でもキチンとした身なりをしましょう。

④すぐに被害届けを

万一危ない目にあつた方は第二の被害者を出さないために、勇気を出して警察に届けましょう。警察では、絶対に秘密をまもり、御迷惑はかけません。

陸海空の自衛官募集

七月十一日まで受付

防衛庁では、たぐいま、二等陸士七、五〇〇名、二等海士三〇〇名、二等空士一、〇〇〇名の採用募集期間は七月十一日まで、申込みは、港区役所総務課または支所庶務課で受け付けます。志願案内や志願用紙は、同課にあります。応募資格

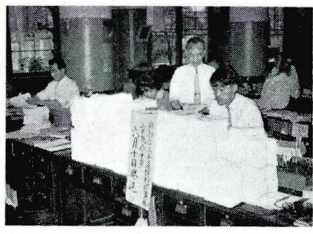
昭和十年九月二日から、同十七年九月一日までに出生した日本人男子で、中学卒業以上の学力があり、心身健全な男(身長一五五センチ、体重四七キロ、胸囲七七センチ、視力・六以上)

試験と採用

七月十七日から三十一日までの間に、簡単な筆記試験、口答試験、身体検査を一日で行ない、九月下旬から十月中旬までの間に採用の予定です。

東京都港区役所

- 芝公園六六一
- (81) 四一五一一九
- 麻布支所
- 麻布東島居坂町三
- (81) 四一五一一五
- 赤坂支所
- 赤坂表町三〇三七
- (81) 二二九一一四
- 高輪支所
- 高輪西谷町一
- (41) 六一五一一五



区議会委員会メモ

建設常任委員会 五月十七日午後一時開会 失対労働者の待遇改善方に関する請願は二件について審議

厚生経済常任委員会 五月二十四日午前十一時開会 生業資金貸付は三件について審議

港湾対策特別委員会 五月二十四日午後一時開会 元住宅公団総裁加納久朗氏から「欧米における都市建設の諸問題」についての講演を聴講

議長 井上 正彦氏 副議長 宇賀神金四郎氏 第二回定例区議会開会

昭和三十五年第二回定例区議会が六月九日から開かれ、追加更正予算をはじめ多数の案件が審議されている。開会二日目の六月十日には議長、副議長の改選が行われ、新議長には、自民クラブの井上正彦氏、副議長には、港クラブの宇賀神金四郎氏。

なお審議を続けている案件の主なもの、次のとおりです。

- 一、東京都港区役所課及び事務分掌に関する条例の一部改正
- 七月一日から、国民年金課を新設する必要があるため、条文を改正するもの
- 一、東京都港区営公益質屋設置に関する条例の一部改正
- 公益質屋の貸付限度額一百万円を、七月一日から一百万二千円に引上げるため、条文を改正するもの
- 二、土地購入について
- 白金志田町児童遊園の敷地一八六・一坪を地主から買い入れることとするもの
- 川ねずみの繁殖にも一役買っている有様です。また木材から出るアタのため、魚貝ノリなどが減って漁業従事者は多くの被害を受けています。これら地元区民の要望により、都ではこれまでたびたび普処方を都や関係者に申し入れた

木材係留許可区域決まる

最近、都内に木材の入荷が増加して貯木場ではない港区の芝浦河川一帯にも、たくさん木材が係留されています。

これは、東京港の整備によって従来の貯木場では足りなくなつたためです。このまま放置すれば台風の際の危険が予想されるので、東京都では係留木材台風対策協議会を組織して、種々検討した結果、このほど一時係留許可区域を決めて、六月中に打ち出し、この区域外の係留は認めないこと、また台風シーズンは木材の入荷を減らすことなどを決めました。

港区関係の係留許可区域は図面のとおりです。

全面的禁止を要望

しかし、この木材の長期係留によって芝浦河川一帯の水質がよくなって、カヤハエの発生源となり、川ねずみの繁殖にも一役買っている有様です。また木材から出るアタのため、魚貝ノリなどが減って漁業従事者は多くの被害を受けています。これら地元区民の要望により、都ではこれまでたびたび普処方を都や関係者に申し入れた

特別区民税の増収見込額と、教育費を主体とする都支出金を収入に見込み、児童遊園敷地買収費、東町小学校用地買収費、高輪台国民年金事務所、国勢調査費などあわせて四千七百九十九万五千四百九十円の支出を計上したもので、予算総計は、十二億三千四百四十七万三千二百二十円となります。

このほか工事請負契約の承諾、港区内の木材係留の全面禁止に関する意見書、新橋地区の区画整理に反対する意見書その他の提出、また区民からの請願の審議が予定されています。



写真見込み、東京都は、関係官庁に提出することになりました。

写真は五月二十四日八千代橋付近で撮影したもので、係留区域外に流れ出している貯木です。

区議会委員メモ

港湾対策特別委員会 五月三十一日午後一時開会 六月一日の都議会議員懇談会開催について協議

港湾対策特別委員会 六月一日午前十一時開会 地元都議会議員と、港湾対策について懇談

建設常任委員会 六月一日午前十一時開会 芝公園の緑地問題について、地元緑地保存同盟代表らに都議会議員と懇談

総務財政常任委員会 六月二日午後一時開会 特別区制度についての説明を聴取

文教常任委員会 六月六日午後一時開会 学校安全会の発足その他五件について審議

高速道路対策特別委員会 六月七日午前十一時開会 高速道路路対策について審議

建設常任委員会 六月八日午前十一時開会 青山霊園保存方に関する請願ほか一件について審議

文教常任委員会 六月八日午前十一時開会 北芝中学校ほか四校の教育施設を視察

軍人軍属の恩給など

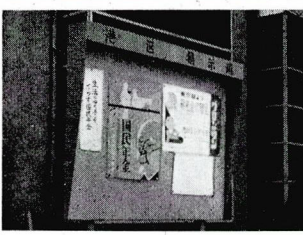
七月三十一日までに請求をもと軍人、軍属の方、またこれらの遺族には、昭和二十八年八月から、恩給、扶助給などが支給されています。この請求手続きの期限が、今年の七月三十一日で切れます。まだ請求していない方は、至急区役所民生課または支所民生戸籍課の窓口にご相談下さい。

7月 拠出制の国民年金 開始を前に世帯調査

生命保険や火災保険と同じように、毎月保険料をかけておいて、不慮の災害や、年をとった時、国が保険金を受け取るという国民年金制度が、いよいよ来年四月から、全国一斉に実施されることになりました。

これまで、会社や工場、官庁学校などに勤めている人のためには、厚生年金保険をはじめ、恩給、国家公務員共済組合その他各種の年金制度があつて、毎月給料の中からかけ金を納め老後や退職後の生活の保障、また遺族の生活の保障を受けて来ました。

しかし、国民の半数以上を占める農民、漁民、商店などの自営業者また小さな事業所に勤めている多くの人は、こうした年金制度からすつかり取り残されていたのです。



これらの人々にも年金制度をついて国民の切実な要望に応じて、できたのが、この国民年金制度です。これによって、すべての国民が、老後はもちろんのこと、身体障害や、夫の死亡というような事態に對しても恩給を受け取ることができるようになりました。

かけ金は

二十歳から三十四歳まで	月額 百円
三十五歳以上月額百五十円まで	月額 二百円

納めた年数に応じて、年額一万二千円から四万二千円までの年金を受け取ることが出来ます。

新しい掲示板設置

学校、児童遊園などに写真のような掲示板が、このほど全区立小中学校前と、図書館、公益質屋、児童遊園など五十四カ所に新しく用意されました。

この掲示板は鉄と合成樹脂でできていて、かなりながくご利用いただけると思います。

いろいろな資金の融資、国民年金の実施、成人学校の開設など、区民の皆さまに関係の深いお知らせを常時掲出していきますから、ご近かくの方々はどうか一瞥下さい。

加入する人は

さきに述べた厚生年金や恩給、各種の共済組合など公けの年金制度に加入していない人全部です。が、来年四月一日現在で満二十歳以上、四十九歳までの人が加入対象となります。

七月中に適用世帯調査

この制度は、昭和三十六年四月からはじめられ、掛け金を納めることとなるのですが、今年の十月一日から、全国の市町村で、加入の届けを受付けることになっていきます。

この年金制度実施にそなえて、七月上旬、全国一せいに各世帯の実態調査が行われます。

調査の対象

この調査は、各世帯主と、明治三十九年四月一日から昭和十七年三月三十一日までに出生

した(五十四歳から十九歳)世帯員を対象に、調査の内容

氏名、生年月日、職業、をしらべ、恩給などを貰っているか、税金を納めているかなど、その有無を○で囲んでいただくものです。

調査の方法

区の調査員が、各世帯に調査用紙を配り、記入していただいたものを、また集める方法です。この調査は国民年金制度発足の大事な基礎となる資料です。またほかの目的としては税金のことなどには絶対に使いませんからどうか正確に記入して、この調査の目的達成に協力をお願いします。

なお、この年金制度については、その種類、給付金額、給付の条件など、次号の「お知らせ」で詳しくお知らせいたします。

福祉年金を受け取っている方は

所得状況届を六月中に

国民年金の老令、障害、母子の福祉年金を受け取っている方は、この六月中に、昭和三十四年中の所得状況届を年金証書に添えて、都知事に出さなければなりません。

この届を出さないと、五月以降の年金を受け取ることができなくなり、六月にお忘れなく届をお出し下さい。

福祉年金の支給制限かある

扶養義務者の所得税額

七十歳以上のとしよりや、重症の身体障害者、義務教育終了前の子供をかかえている未亡人には、それぞれ老令、障害、母子の各福祉年金が支給されています。

この場合その本人や、配偶者または扶養義務者(本人の生活をみてゐる子、孫、親、兄弟姉妹など)の収入によつて、年金の支払が制限されています。

この制限を受ける基準の一部が次のように変わりました。

三十三年中の所得税額が、二万三千元以下である扶養義務者に生活をみて貰っている場合は、年金の支払制限はありませんでした。が、三十四年中の所得税額については、その扶養義務者の扶養家族が

五人の場合 一万四千七百円
四人の場合 一万六千五百円
三人の場合 一万八千円
二人の場合 一万八千六百円
一人の場合 一万九千二百円

以下でない、この人に生活をみて貰っている方は年金の支払いを受けることができなくなりました。

なお、扶養義務者とは、本人の直系血族(子、孫、親、)と兄弟姉妹をさしています。だから娘の夫や、甥や姪、また嫁に扶養して貰っている場合は、年金の支払いを受けることができます。

ことに七十歳以上の老人が受ける老令年金については、まだ多くの方が請求手続きをしていないので、御家族または知り合いの中に、七十歳以上の老人がある方は一応区役所民生課または支所民生戸籍課の窓口で、年金の請求手続きをとって下さい。